

物事を判断する能力が十分ではない方、
将来に不安をお感じの方、その家族の方等へのご案内です。

こま え し けん り よ う ご し え ん せい ね ん こ う けん せい ど
狛江市の権利擁護支援及び成年後見制度の

り よ う かん あ ん ない
利用に関するご案内

イラスト

も く じ

- | | |
|---|----|
| 1 権利擁護及び権利擁護支援とは | P1 |
| 2 狛江市の権利擁護支援のための制度 | P2 |
| 3 成年後見制度の概要及び種類 | P● |
| 4 任意後見制度 | P● |
| 5 法定後見制度 | P● |
| 6 狛江市の費用助成制度 | P● |
| 7 狛江市の相談機関のご案内（相談を迷われている方・相談内容が決まっている方） | P● |

もっと詳しく 知りたい方は

※ 狛江市のホームページをご覧ください。

狛江市 ●●●●●●



市 HP の QR コード

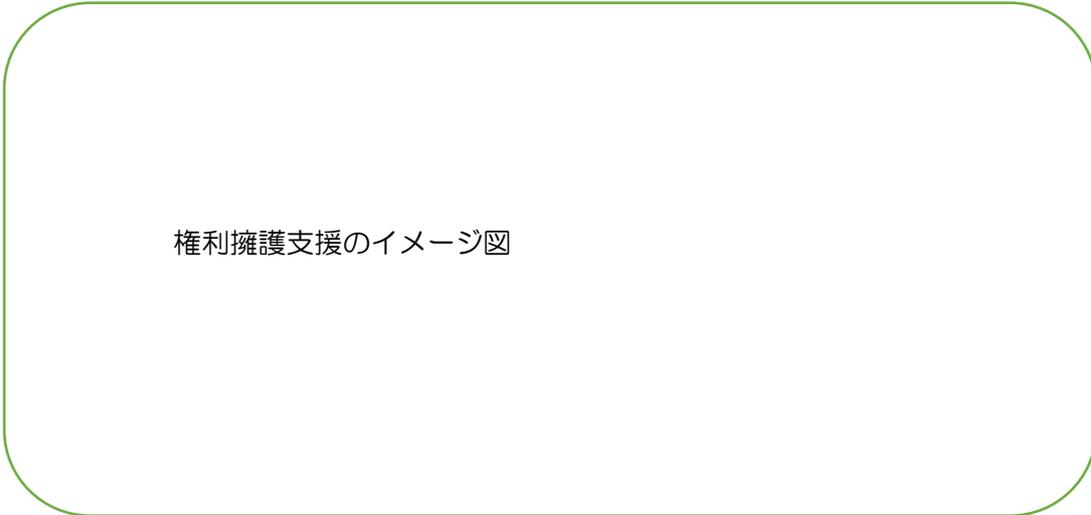
1 権利擁護及び権利擁護支援とは

憲法により、「私たちには生まれながらに、ある物事を自分の意思によって、自由に行ったり、他人に要求したりすることのできる権利、個人として尊重される権利、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」が認められています。この権利への侵害、危害等から守ること、本人の意思を尊重し、「その人らしい」生活の実現を目指すことが権利擁護となります。

また、権利擁護支援とは判断能力が十分でなくなっても地域共生社会※の一員として、一人の人間として尊重されることや、自分が「どの様に生きたい」か、「その人らしい暮らし」とは何か、それが実現できるよう意思決定支援がなされることも重要です。自分自身の力で手続きが難しくなってきたり、権利が侵害されたり（虐待や消費者被害など）して生きづらさを感じる場面でも、必要な支援を受けながら地域社会に参加し、活躍できる支援を目指します。

※ 地域共生社会とは、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながりすべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくことを目指すもの」となっています。

第二期 成年後見制度利用促進基本計画 最終取りまとめ（案）より



権利擁護支援のイメージ図

2 狛江市の権利擁護支援のための制度

狛江市では権利擁護支援のために、以下の事業に取り組んでいます。

- ◆地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）
- ◆成年後見制度
- ◆生活困窮に関する相談窓口
- ◆福祉サービス総合支援事業
- ◆消費生活相談

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

対 象：認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が十分でない方（※ただし、契約能力のある方に限ります。）

支援内容：地域で安心して暮らせることを目的として、利用者との契約に基づき、福祉サービスを利用する手続きや、福祉サービス利用料の支払いのお手伝いをします。その他に日常的な金銭管理や重要書類の預かり等の支援も行います。

実施機関：狛江市社会福祉協議会「あんしん狛江」

成年後見制度に関する相談①

対 象：物事を判断する能力が十分ではない方、将来に不安をお感じの方、その家族の方等

支援内容：あんしん狛江職員が成年後見制度の利用についての相談（制度の概要や手続きについてなど）をお受けします。

実施機関：狛江市社会福祉協議会「あんしん狛江」

成年後見制度に関する相談②

対 象：物事を判断する能力が十分ではない方、将来に不安をお感じの方、その家族の方等（配偶者や親族がいない方、配偶者等の虐待の事実等がある方）

支援内容：狛江市職員が成年後見制度の利用についての相談（制度の概要や手続きについてなど）をお受けします。

実施機関：狛江市福祉保健部福祉相談課

福祉サービス総合支援事業

対 象：市民の方

支援内容：福祉や権利擁護に詳しい弁護士が権利擁護に関する相談をお受けします。

実施機関：狛江市社会福祉協議会「あんしん狛江」

生活困窮に関する相談窓口（生活困窮者自立支援制度に基づく相談窓口）

対 象：様々な理由により生活にお困りの方

（※生活保護を受けている方は除きます。ただし、子どもの学習・生活支援事業のみ生活保護を受けている方は対象となります。）

支援内容：自立の促進を図ることを目的として、経済的に生活を維持できなくなる前に問題解決に向けた支援を行います。

実施機関：狛江市福祉保健部福祉相談課「こま YELL」

消費生活相談

対 象：市民の方

支援内容：消費生活相談員が不当（架空）請求や、訪問販売、電話勧誘、商品購入のトラブル、クーリングオフについてのアドバイス等、消費者契約一般についての相談を行います。

実施機関：消費生活相談センター（狛江市役所2階 地域活性課内）

3 成年後見制度の概要及び種類

成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の十分ではない方々は、財産管理（不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続など）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など）などの法律行為をひとりで行うことが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあう恐れもあります。このような判断能力の不十分な方々を法的に保護し、支援するのが成年後見制度です。

※判断能力とは・・・生活の様々な場面で、「選ぶ」「決める」「実行する」などの一連の動作をさします。認知症などの病気により、「選ぶ」という動作の段階で「間違えたものを選んでしまう」「同じものしか選べない」「選べない」という事が起こったり、「決めることができない」「決めたことを実行に移せない」「決めたことと違う実行をしてしまうなど」が起こったりすることです。その頻度が多くなればなるほど日常生活に支援が多く必要となります。判断能力が低下してもご本人の思いがなくなるわけではありません。その思いを実現するためにも、ご本人の意思決定支援が成年後見制度を利用して必要となります。

成年後見制度の種類

成年後見制度には、任意後見制度と法定後見制度の2つの制度があります。

任意後見制度	法定後見制度						
本人に十分な判断能力があるうちに あらかじめご本人自らが選んだ人（任意後見人等）に、判断能力が不十分になったときに、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。	ご本人の判断能力が不十分になった後に 家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。ご本人の判断能力に応じて下記の3つの制度があります。 <table border="1"><thead><tr><th>補助</th><th>保佐</th><th>後見</th></tr></thead><tbody><tr><td>判断能力が不十分な方</td><td>判断能力が著しく不十分な方</td><td>判断能力が欠けているのが通常の状態の方</td></tr></tbody></table>	補助	保佐	後見	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方
補助	保佐	後見					
判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方					

※任意後見制度の動画説明

動画 QR コード



※法定後見制度の動画説明

動画 QR コード

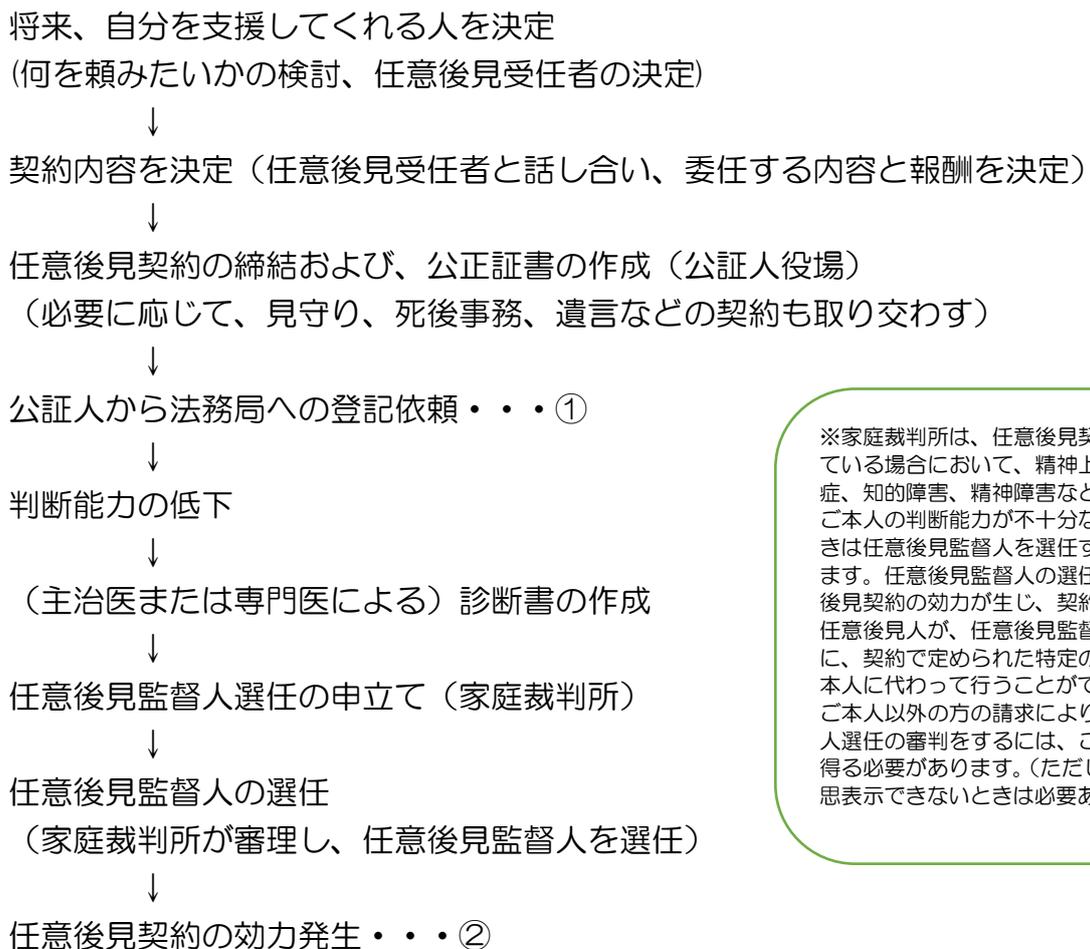


4 任意後見制度

任意後見制度とは、ご本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめご本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結ぶものとされています。その手続きや費用については、下記の任意後見制度利用開始（発効）手続きの流れのとおりです。ご本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。この手続きを申立てることができるのは、本人やその配偶者、4親等内の親族、任意後見受任者です。

任意後見利用開始（発効）手続きの流れ



※家庭裁判所は、任意後見契約が登記されている場合において、精神上的障害（認知症、知的障害、精神障害など）によって、ご本人の判断能力が不十分な状況にあるときは任意後見監督人を選任することができます。任意後見監督人の選任により、任意後見契約の効力が生じ、契約で定められた任意後見人が、任意後見監督人の監督の下に、契約で定められた特定の法律行為をご本人に代わって行うことができます。なお、ご本人以外の方の請求により任意後見監督人選任の審判をするには、ご本人の同意を得る必要があります。(ただし、ご本人が意思表示できないときは必要ありません。)

※任意後見制度監督人選任の申立てについて、詳細は東京家庭裁判所の「任意後見監督人選任の申立ての手引」をご確認ください。

5 法定後見制度

ご本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。ご本人の判断能力に応じて「補助」「保佐」「後見」の3つの制度があります。

法定後見制度の3つの種類（類型）

法定後見制度は、判断能力の程度に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3つの種類（類型）が用意されています。法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（補助人・保佐人・成年後見人）が、ご本人の利益を考えながら、ご本人を代理して契約などの法律行為をしたり、ご本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、ご本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、ご本人を保護・支援します。

	補助	保佐	後見
対象となる方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方
成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為（※1）	申立てにより裁判所が定める行為（※2）（※4）	借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為
成年後見人等が代理することができる行為（※3）	申立てにより裁判所が定める行為（※5）	申立てにより裁判所が定める行為（※5）	原則としてすべての法律行為

※1 成年後見人等が取り消すことができる行為には、日常生活に関する行為（日用品の購入など）は含まれません。

※2 民法13条1項記載の行為（借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築など）の一部に限ります。

※3 ご本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要となります。

※4 補助開始の審判を申し立てる場合には、同意行為目録（補助用）の提出が必要です。提出に当たっては、補助人候補者はどのような行為に同意を必要とするのかご本人と一緒によく話し合って決めてください。

※5 補助・保佐開始の審判を申し立てる場合には、代理行為目録（補助・保佐用）の提出が必要です。提出に当たっては、補助人・保佐人候補者はご本人に代わって行為を行うのかご本人と一緒によく話し合って決めてください。

※ 補助開始の審判、補助人に同意権・代理権を与える審判、保佐人に代理権を与える審判をする場合には、ご本人の同意が必要です。

後見等開始の審判の請求をする方がいらっしゃらない方へ

(市長申立て)

市長申立てとは

親族がない、いても申し立てることを拒否する、またはご本人を虐待している等の場合、ご本人が居住する地域の首長（市区町村長）が家庭裁判所に成年後見制度の利用を申し立てることができます。これを成年後見制度の首長申立てといいます。（老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条、精神保健および精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2）市長申立ては法定後見制度のひとつです。

市長申立ての対象者

市長申立ての対象者は、判断能力の十分でない高齢者、知的障がい者又は精神障がい者（以下「要支援者」という。）であって、次のいずれかに該当する方です。

- (1) 配偶者及び2親等内の親族（以下「配偶者等」といいます。）がない方
- (2) 配偶者等が審判の請求を拒否し、又は配偶者等の虐待の事実等がある方
- (3) 音信不通その他の理由により、配偶者等による審判請求を行うことができないと認められる方

ただし、対象者の4親等内の親族等において審判の請求に係る申立手続等を行うことが明らかであるときは、市長は申立手続等を行いません。

市長申立て費用の求償について

市長申立てに係る予納すべき費用は、家庭裁判所の定めるところによります。

市長申立てに係る費用については、家事事件手続法（平成23年法律第52号。以下「法」といいます。）第28条第1項の規定により市長が負担することとされています。

市長は、負担した市長申立てに係る費用に関し、ご本人又は関係人が負担すべき特別の事情があると判断したときは、市長が負担した市長申立てに係る費用の求償権を確保するため、法第28条第2項の命令に関する職権発動を促す申立てを家庭裁判所に対し行います。その結果、市からご本人または関係人に費用の求償を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

6 狛江市の費用助成制度

狛江市では、下記のとおり申立費用の助成及び成年後見人等報酬の助成（成年後見制度利用支援事業）を行っております。

制度の概要

1. 申立費用の助成

家庭裁判所に後見開始、保佐開始又は補助開始の審判請求をされた方（以下「申立人」といいます。）で、収入や資産等の状況から鑑定費用を負担することが困難と認められる方に対し、申立費用の助成を行います。

2. 成年後見人等報酬の助成

報酬付与の審判により決定された成年後見人等に対する報酬を負担することが困難と認められる方に対し、報酬の助成を行います。

助成対象者

1. 居住要件

次のいずれかに該当する方

- (1) 市内に居住する方
- (2) 市外の施設等への入所等に伴う狛江市からの転出により、住所地特例として市が保険者となっている方、介護給付費等の支給決定機関となっている方または生活保護の実施機関となっている方

2. 資格要件

福祉サービスの観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる次のいずれかに該当する方

- (1) 生活保護を受けている方
- (2) 生活保護による保護の基準により算定した最低生活費の額を下回る方
- (3) その他市長が特に必要と認める方

助成対象費用

1. 申立費用・報酬（全部または一部）

※法定後見開始の審判の申立てに必要な費用についてはP●のとおり

2. 助成額の上限（報酬）

- (1) 施設入所者 月額 18,000 円※施設に入所していない月を含む月は、月額 28,000 円
- (2) その他の者 月額 28,000 円

助成対象期間（報酬） 報酬付与審判によって決定された期間

申請方法 市庁舎2階福祉保健部福祉政策課窓口に申請書を提出してください。

申請できる方

本人、成年後見人、保佐人、補助人、成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人

7 狛江市の相談機関のご案内

相談内容を迷われている方

Q. 成年後見制度について知りたい。

➡ A. 市福祉保健部福祉政策課または狛江市社会福祉協議会 あんしん狛江にご相談ください。

Q. 成年後見制度を利用するために、書類の書き方を教えて欲しい。

➡ A. 狛江市社会福祉協議会 あんしん狛江にご相談ください。

Q. 成年後見制度について法律・福祉の専門職に相談したい。

➡ A. 法律の専門職の相談については、社会福祉協議会 あんしん狛江の弁護士による苦情・権利擁護相談、市民相談（法律相談）、市民法律講座・相談会をご利用いただくか、東京三弁護士会（☎042 - 548 - 3800）または東京司法書士会 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート東京支部（☎03 - 3353 - 8191）にご相談ください。福祉の専門職の相談については、東京社会福祉士会 権利擁護センターぱあとあな東京（☎03 - 5944 - 8680）にご相談ください。

Q. 任意後見制度を利用したい。

➡ A. 狛江市社会福祉協議会 あんしん狛江にご相談ください。

Q. 成年後見登記制度について知りたい。

➡ A. 狛江市社会福祉協議会 あんしん狛江にご相談ください。

Q. 身寄りのない認知症高齢者に成年後見人等を選任したいが、誰が後見等開始の申立をするのか分からない。

➡ A. 市福祉保健部福祉相談課にご相談ください。

Q. 後見等申立をしたいが、申立の費用がない。

➡ A. 市福祉保健部福祉政策課にご相談ください。

Q. 高齢者や障がい者の虐待について相談したい。

➡ A. 高齢者の虐待については地域包括支援センターに、障がい者の虐待については市福祉保健部福祉相談課にご相談ください。

Q. 高齢者等を狙った悪質商法や特殊詐欺について相談したい。

➡ A. 地域包括支援センターまたは市消費生活センターにご相談ください。

Q. 認知症や物忘れのある高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の在宅生活を支援するため、日常的な金銭を管理したり、重要な書類の預かりをして欲しい。

➡ A. 社会福祉協議会 あんしん狛江にご相談ください。

相談内容が決まっている方

成年後見制度の概要について

市福祉保健部福祉政策課

月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く。）8:30～17:15

TEL：03-3430-1111（代表）

狛江市社会福祉協議会 あんしん狛江

月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く。）8:30～17:15

TEL：03-3488-5603（直通）

住所：狛江市元和泉2 - 35 - 1

申立費用・成年後見人等報酬の助成について

市福祉保健部福祉政策課

月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く。）8:30～17:15

TEL：03-3430-1111（代表）

申立費用・成年後見人等報酬の助成の詳細はP●のとおり

高齢者の権利擁護支援について

岩戸北、岩戸南、猪方、駒井町にお住まいの方：地域包括支援センターこまえ苑

月曜日～土曜日（祝日及び年末年始を除く。）8：30～17：30

TEL:03-3489-2422（直通）

住所：狛江市岩戸南4-17-17

西和泉、中和泉、元和泉、東和泉にお住まいの方：あいとぴあ地域包括支援センター

月曜日～土曜日（第3土曜日，祝日及び年末年始を除く。）8：30～17：30

TEL: 03-5438-3565（直通）

住所：狛江市元和泉2-35-1 あいとぴあセンター内

和泉本町、東野川、西野川にお住まいの方：地域包括支援センターこまえ正吉苑

月曜日～土曜日（祝日及び年末年始を除く。）8：30～17：30

TEL: 03-5438-2522（直通）

住所：狛江市西野川2-27-23

障がい者の権利擁護支援について

市福祉保健部福祉相談課

月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く。） 8:30～17:15

TEL：03-3430-1111（代表）

生活困窮に関する相談窓口について

市福祉保健部福祉相談課（こま YELL）

月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く。） 8:30～17:15

TEL：03-3430-1111（代表）

福祉サービス総合支援事業について

弁護士による苦情・権利擁護について※事前予約制

毎月第3水曜日 13:00～16:00

TEL：03-3488-5603（相談料無料）

成年後見制度及び地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の利用に関する相談

狛江市社会福祉協議会 あんしん狛江

月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く。） 8:30～17:15

TEL：03-3488-5603（直通）

住所：狛江市元和泉2 - 35 - 1

市福祉保健部福祉相談課

月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く。） 8:30～17:15

TEL：03-3430-1111（代表）

後見等開始の申立をする家庭裁判所について

申立ては、本人（認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事の判断能力が十分ではない方）の住所地（住民登録をしている場所）を管轄する家庭裁判所にしてください。

ご本人の住所地が東京都 23 区及び東京都内の諸島の方：東京家庭裁判所（後見センター）

月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く。） 8:30～17:00

TEL：03-3502-5359、5369（直通） 住所：千代田区霞が関1-1-2

ご本人の住所地が多摩 26 市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町及び檜原村の方：東京家庭裁判所立川支部（後見係）

月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く。） 8:30～17:00

TEL：042-845-0322、0324（直通） 住所：立川市緑町 10-4

刊行物番号 R4—●

「狛江市の権利擁護支援及び成年後見制度の利用に関するご案内」

令和5(2023)年●月発行

発行: 狛江市

狛江市和泉本町1丁目1番5号

電話 03(3430)1111